

様式第26号(第22条関係)

年 月 日

岡山県知事 殿

管理者 住所
" 氏名
電話 ()

診療用放射線照射器具設置届

診療用放射線照射器具を設置したいので、医療法(昭和23年法律第205号)第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 病院(診療所)の名称
- 2 所在地
- 3 設置予定年月日 年 月 日
- 4 使用開始予定年月日 年 月 日
- 5 診療用放射線照射器具及び施設の概要 別紙のとおり

別紙

病院又は診療所の名称		整理番号	1	2	
所在地		区分			
診療用放射線照射器具	装備する放射性同位元素の種類				
	物理的半減期				
	型式(容器の形状)				
	1個当たりの数量(Bq)及び個数		Bq× 個	Bq× 個	
	合計数量		Bq	Bq	
	物理的半減期が30日以下のもの	最大貯蔵予定数量	Bq	Bq	
		一日最大予定数量	Bq	Bq	
	貯蔵方法				
用途					
使用室	使用室名				
	使用室の構造				
	材質・厚さ	天井			
		床			
		壁			
	出入口の数及び扉の構造				
	画壁等の外側における実効線量が1ミリシーベルト/週以下であること。		適	否	
	使用室である旨の標識		有	無	
使用中であることを示すランプ等		有	無		
貯蔵施設	貯蔵室	貯蔵の方法			
		貯蔵室の構造			
		材質・厚さ	天井		
			床		
	壁				
	貯蔵室の開口部の防火戸(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備に該当するものに限る。)		有	無	
	出入口の数			箇所	
	扉等の外部に通ずる部分の鍵等		有	無	
	外側における実効線量が1ミリシーベルト/週以下であること。		適	否	
	貯蔵施設である旨の標識		有	無	
貯蔵箱等	貯蔵箱等の構造				
	ふた等の外部に通ずる部分の鍵等		有	無	
	貯蔵時において1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト/時以下であること。		適	否	
	貯蔵施設である旨の標識		有	無	

貯蔵運搬容器	最大貯蔵(運搬)量			Bq
	貯蔵時において1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト/時以下であること。			適 ・ 否
	貯蔵(運搬)容器である旨の標識			有 ・ 無
	貯蔵(運搬)する放射性同位元素の種類と数量の表示			有 ・ 無
放射線治療病室	放射線治療病室の名称			
	放射線治療病室の構造			
	画壁等の外側における実効線量が1ミリシーベルト/週以下であること。			適 ・ 否
	放射線治療病室である旨の標識			有 ・ 無
	病床数			床
管理区域	管理区域である旨の標識			有 ・ 無 有 ・ 無
	区域の外側における実効線量が1.3ミリシーベルト/3箇月以下となる措置			適 ・ 否 適 ・ 否
	管理区域の境界における立入制限措置			有 ・ 無 有 ・ 無
その他	注意事項の掲示(従事者)			有 ・ 無 有 ・ 無
	注意事項の掲示(患者)			有 ・ 無 有 ・ 無
	敷地内の居住区域及び境界の実効線量が250マイクロシーベルト/3箇月以下となる措置			適 ・ 否 適 ・ 否
	その他の患者の被ばくする放射線の実効線量が1.3ミリシーベルト/3箇月以下となる措置			適 ・ 否 適 ・ 否
従事者の放射線測定器				
被ばく防止のための器具				
事故発生時の連絡網及び通報基準・通報体制の整備				有 ・ 無
診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師	職 種	氏 名	免許番号及び取得年月日	放射線診療に関する経歴

(注意事項)

- 「区分」には、新設、廃止、更新の別を記入し、更新については例えば「1(整理番号)の更新」のように記入すること。
- 「用途」は、体外照射、体内一時的照射、体内継続的照射、血管内挿入、吸収補正用の別を記入すること。
- 「貯蔵方法」には、貯蔵室、貯蔵箱、貯蔵容器の別を記入すること。
- 「使用室」「貯蔵施設」「貯蔵運搬容器」「放射線治療病室」がそれぞれ2以上ある場合は、適宜縦線を引いて区分すること。
- 備え付ける診療用放射線照射器具が3以上ある場合は、当該別紙を追加すること。

(添付書類)

- 施設の放射線防護に関する遮蔽計算書
- 図中に放射線取扱施設の場所を明示した病院(診療所)の全体図面
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況、管理区域の範囲及びその標識並びに使用中ランプ等の位置を明示した放射線取扱施設の平面図(詳細図)及び立面図
- その他参考となる資料(カタログ等)